

中国 投資ガイド

2017年3月



三井住友銀行
グローバル・アドバイザリー部

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できると思われるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部の引用、複写、転送、開示をされることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

1. 進出手続き	P. 2
1.1 経営形態・外資誘致策	P. 2
1.2 外商投資産業指導目録	P. 3
1.3 会社設立の流れ	P. 5
1.4 企業名称・企業の経営範囲	P. 7
1.5 商業企業の設立	P. 8
1.6 登録資本金	P. 9
1.7 外商投資許認可	P. 10
1.8 董事会・株主会・監事会	P. 11
1.9 設備の輸入	P. 12
(参考) 進出手続き「主要作業チェックリスト」	P. 13
(参考) 撤退	P. 14
2. 税制	P. 15
2.1 概要	P. 15
2.2 所得課税	P. 16
2.3 増値税	P. 17
2.4 国際課税	P. 18
3. 金融制度・金融機関	P. 19
4. インフラ	P. 20
4.1 物流	P. 20
4.2 通信・電力	P. 21
5. 労働事情	P. 22
5.1 賃金動向	P. 22
5.2 労働法制	P. 23
(参考) 労働契約法の内容	P. 24

基本的な会社設立の形態

基本的な会社設立の形態

- 会社設立の形態は、ア. 独資(100%外資)、イ. 合併、ウ. 合作の3つ。「三資企業」(以下、外資企業)と総称。
- 合併及び合作の場合、重要事項の決定(定款の改正、会社の解散、資本の増加・減少・譲渡、合併・分離等)には、中国側を含め、最高意思決定機関である董事会に出席した董事の全員一致決議が必要。
- 合作とは特定のプロジェクト遂行のために、中国企業と外国企業が共同出資して設立する企業形態。
- 2010年3月1日より「外国企業または個人の中国国内におけるパートナー企業の設立管理弁法」が施行され、外資企業による「パートナー企業」の設立が可能となった。

外資企業と根拠法

	根拠法	概要
独資企業	外資企業法及び同法実施細則	外国の企業、または個人による中国での100%出資の企業の設立手続き、経営に関する事項を規定
合併企業	中外合資経営企業法及び同法実施条例	外国の企業、または個人と中国の企業等との合併企業の設立手続き、経営に関する事項を規定
合作企業	中外合作経営企業法及び同法実施細則	外国の企業、または個人と中国の企業等との経済協力、技術協力の促進を図るため、共同で行う企業の設立手続き、経営に関する事項を規定

・2016年10月1日、上述の外資三法の改正として「『中華人民共和国外資企業法』等4部の法律の改正に関する決定」(中華人民共和国主席令第51号)を施行。外資企業の設立に関して、従来は審査認可事項だった項目を、届出管理制に変更(規制業種を除く)。

外資誘致策

外資誘致策の概要

- 中国政府は「国内市場を開放し、外国から資本や技術を導入し、中国の生産の競争力強化を図る」ことを目標として外資誘致を積極的に推進。ただし、外資に対して無条件ですべての産業を開放している訳ではなく、「外商投資方向指導規定」と、その具体的内容を示す「外商投資産業指導目録」で外資プロジェクトを奨励類、許可類、制限類、禁止類に分類し、国内経済の状況や産業保護・育成策に合わせた選別的な外資導入を実施(「奨励」「制限」「禁止」を目録で定め、それ以外の目録に定めのないプロジェクトは「許可」に該当)。
- 中西部・西部では上記「指導目録」に加え、「中西部地区外商投資優勢産業目録(2013年改定)」および「西部地区奨励類産業目録(2014年公布)」によって対象地区別に「奨励」業種を指定。
- 「外商投資産業指導目録」(2015年改訂)が2015年4月10日より施行。改訂前と比較して、制限類に掲載されている業種や外資の出資形態・出資比率制限のある業種が減少している。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

「外商投資産業指導目録(2015年改訂)」の主要改正点

制限類、禁止類の 主な変更点

- ・ 制限類に掲載されている項目数が、2011年版目録の79から38へ大幅に減少。
- ・ 一般製造業とサービス業を中心にリストから削除されている。
- ＜制限類から削除された主な項目＞
 - 鉄道貨物輸送
 - 直販・通販・ネット販売
 - 土地の大規模開発(合併・合作に限定)
 - 高級ホテル・オフィスビル等の建設・経営
 - 輸出入検品
 - 保険仲介
 - 娯楽施設の経営等
- ＜禁止類から削除された主な項目＞
 - 伝統工芸茶等の加工
 - ゴルフ場・別荘の経営(建設は禁止類)等
- ・ ただし、次の項目については新たに規制対象となっている。
- ＜制限類に追加された主な項目＞
 - 自動車完成車、オートバイ等の製造(中国側の出資が50%以上、外国企業1社につき合併会社2社まで)
 - 高等教育機構、就学前教育機構等(共に合作のみ、中国側主導)
 - 医療機構(合併・合作に限定)
- ＜禁止類に追加された主な項目＞
 - 中国法律事務コンサルティング(中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く)
 - 世界行政区画地図・全国行政区画地図の編制等

外資出資比率に関する規制の緩和

- ・ 2011年版目録において「中国側持分支配」「合併・合作に限定」等とされていた外資比率に関する規制の一部見直し。
- 外資比率に関する規制が設定されている項目数が、2011年版目録の82から46に減少。
- 漢方薬材の栽培・養殖、3トン級以下の民用ヘリコプターの設計・製造、航空エンジン・部品・航空補助動力システムの設計・製造・整備、プレジャーボートの設計と製造、航空交通管制システム設備の製造、公演場所の経営等について、独資でも参入可能となった。

「外商投資産業指導目録(2015年改訂)」における奨励業種(2015年4月10日実施)

1. 農業、林業、畜産業、漁業の一部
2. 採掘業の一部
3. 製造業の一部
 - (1) 農業副食品加工業、(2) 食品製造業、(3) 酒・飲料及び精製茶製造業、(4) 紡績業、
 - (5) 紡績衣料、服飾業、(6) 皮革、毛皮、羽毛及びその製品業と製靴業、
 - (7) 木材加工及び木・竹・藤・シュロ・草製品業、
 - (8) 文化教育・工芸美術・スポーツ及び娯楽用品製造業、
 - (9) 石油加工、コークス及び核燃料加工業、(10) 化学原料及び化学製品製造業、
 - (11) 医薬品製造業、(12) 化学繊維製造業、(13) ゴム及びプラスチック製品業、
 - (14) 非金属鉱物製品業、(15) 非鉄金属精錬及び圧延加工業、(16) 金属製品業、
 - (17) 汎用設備製造業、(18) 専用設備製造業、(19) 自動車製造業、
 - (20) 鉄道・船舶・航空宇宙及びその他の運輸設備製造業、(21) 電気機械及び器材製造業、
 - (22) コンピューター・通信及びその他電子設備製造業、(23) 計器・器具製造業、
 - (24) 廃棄資源総合利用業
4. 電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業の一部
5. 交通輸送、倉庫及び郵政業の一部
6. 卸売及び小売業の一部
7. リース及びビジネスサービス業の一部
8. 科学研究及び技術サービス業の一部
9. 水利、環境及び公共施設管理業の一部
10. 教育の一部
11. 衛生及び社会業務の一部
12. 文化、スポーツ及び娯楽業の一部

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

奨励業種

・「外商投資産業指導目録」では、外資誘致における業種の奨励として以下の事項が示されている。

奨励業種

- ・ 農業新技術、農業総合開発とエネルギー、交通、重要原材料工業に該当するもの、高度先進技術、先進的応用技術に該当するもの、市場の需要に応えるもの、新技術、新設備であって、資源を再生し、かつ環境汚染を防止することができるもの等の条件に該当するプロジェクト。2015年改定版では349項目が規定されている。
- ・ 中国側持分支配の制限がなければ、地方政府(省級以下の政府)の投資主管部門へ届け出ることによりプロジェクト開始が可能。

制限・禁止・許可業種

・「外商投資産業指導目録」では外資プロジェクトに対する制限、禁止業種が示されている。また、特定業種に対して出資比率を規制。

制限業種

- ・ 技術が立ち遅れているもの、資源の節約、生態環境の改善に不利なもの、国が段階的に開放する産業に属するもの等の条件に該当するプロジェクト。
- ・ 制限類に分類された場合、認可条件が厳しく容易に認可されない。2015年改訂版では38項目が規定されている。

禁止業種

- ・ 環境汚染をもたらす、国家の安全を損ねる、中国特有の製造プロセスあるいは技術により生産可能等の条件に該当するプロジェクト。外国からの投資は一切認められない。2015年改訂版では36項目が規定されている。

許可業種

- ・ 奨励、制限、禁止のいずれにも属さない業種であり、リストアップされない。
- ・ 地方政府(省級以下の政府)の投資主管部門へ届け出ることによりプロジェクト開始が可能。

(参考)

出資比率規制

- ・ 「外商投資方向指導規定」第8条により、「外商投資産業指導目録」に記載されている項目には、必要に応じて次の出資比率制限が規定されている。
 - 「合弁・合作に限定」: 中外合弁企業、中外合作企業のみ認められる。
 - 「中国側持分支配」: 外商投資プロジェクトにおける中国側投資者の投資比率の合計が51%以上である必要がある。
 - 「中国側相対持分支配」: 外商投資プロジェクトにおける中国側投資者の投資比率の合計が全ての外国側投資者の投資比率を上回る必要がある。

輸入設備免税

- ・ 2008年までは、奨励類に認定された場合、輸入設備にかかる増値税及び関税が免除される他、国産設備の購入時の増値税還付が実施されていたが、現在は輸入設備の関税免除を残し、優遇政策が廃止されている。
- ・ 新規に購入する設備にかかる増値税は売上増値税から控除でき、控除しきれない仕入税額は翌期に繰り越して仕入控除が可能。

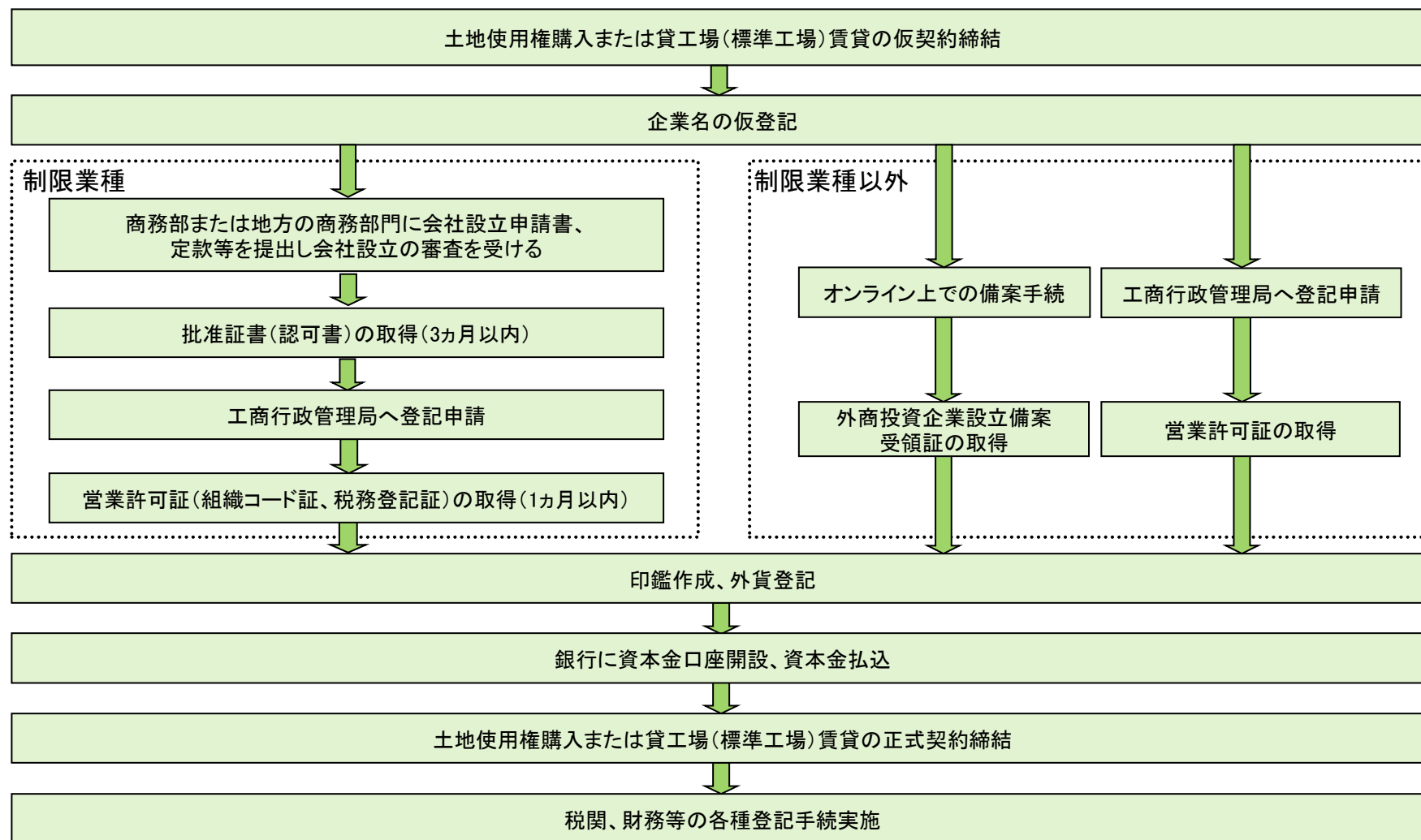
(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

1.3 進出手続き「会社設立の流れ」(1)

Information Only

会社設立手続きの流れ(注)



・合併・合作企業設立に際しては、このほかにパートナー探し、合併・合作契約の作成・提出が加わるため、手間と時間がかかるとともに、より一層慎重な対応が求められる。

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 地域や業種等により手続きの順序が異なる、又は、その他の登記登録手続きが必要な場合があるため、実施の際は当地の関係部門での確認が必要。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

1.3 進出手続き「会社設立の流れ」(2)

Information Only

申請に必要な主な書類

	共通	制限業種のみ	制限業種以外のみ
申請に必要な主な書類(注)	・ 外商投資企業設立登記申請書 ・ 外商投資企業設立会社定款 ・ 外商投資企業名称仮登記通知書 ・ 出資者の登記簿謄本(在日中国大使館または領事館の認証が必要) ・ 取引銀行が発行する「資本信用証明書」 ・ 董事長、副董事長など董事派遣書 ・ 監事派遣書 ・ 正副総経理任命書等 ・ 出資者の社長、設立会社董事・監査役のポート写し等 ・ 営業許可書 ・ 住所(経営場所)使用証明書 ・ 外商投資企業基本状況登記表 ・ 税務登記表	・ 外商投資企業設立申請書 ・ フィージビリティ・スタディ報告書(可行性研究報告書)	・ 外商投資企業設立備案申告資料

(参考)

- 制限業種以外の企業の増資に際しては、2016年10月8日から審査認可機関による審査の必要がなくなり、外商投資総合管理情報システムを通じ、オンラインで情報入力・資料提出という備案方式になった; 制限業種の企業の増資は審査認可機関による審査が必要。増資後の総投資額が原認可機関の認可権限を超える場合は、上級審査認可機関に申請
 - 増資を行うことで総投資額の拡大が可能
- 増資手続きにおけるその他留意点
 - 「中外合弁企業法」適用会社(合弁相手が中国国内企業)の場合は、董事会に出席した董事の全員一致決議が必要
 - 定款・合弁契約書の変更が必要

会社設立の変更点(2016年)

- ・ 2016年7月5日、「五証合一、一照一号登記制度改革を加速促進する通知」(国弁法[2016]53号)が公布され、一本化された「営業許可証」や「組織コード証」、「税務登記証」三証に「社会保険登記証」と「統計登記証」を加えた五証が、統一社会信用コードとして統合されることとなった。本制度は2016年10月1日に開始された。
- ・ 2016年10月8日、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号)が正式に公布、施行された。本弁法において、外商投資企業が設立及び変更事項の申請をする際、従来の審査を不要とし、備案(届出)管理を適用することが明確化された。

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 会社設立申請に必要な書類は、地域や業種等によって異なるため、留意が必要。登記簿謄本、資本信用証明書、財務諸表は一般的に日本語原本のほか、中国語翻訳を提出することが必要とされる。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

1.4 進出手続き「企業名称・企業の経営範囲」

Information Only

企業名称の決定

- ・「企業名称登記管理規則」(1991年9月1日施行、最終改正2013年1月1日)及び「企業名称登記管理実施弁法」(国家工商総局第10号令)により、登記手続きや名称決定ルール等が設定されている。
- ・企業名称の正式な登記に先立ち、管轄の工商行政管理局に対して、希望する企業名称が使用可能かどうかの確認を受ける必要がある。
- ・企業名称決定ルールは原則として次の通り。

企業名称の 構成要素	所在地＋屋号(商号)＋業種(営業上の特徴)＋組織形態 又は 屋号＋業種＋(所在地)＋組織形態
使用不可能な 文字	・国家又は社会公共の利益を損なうもの ・公衆に対して誤解等をもたらすおそれのあるもの ・外国国家(地域)の名称及び国際組織の名称 ・政党、国家機関、大衆組織及び社会団体の名称並びに部隊の番号 ・外国文字、ローマ字、数字等 ・その他法律又は行政法規により禁止する旨が定められているもの
使用に制限 の ある文字	中国・中華・全国・国家・国際 など

(留意点)

- ・商号は原則として出資者が自由に決定できるが、業種は事業内容に照らして指定される。
 - ・仮登記された事前確認済の名称については、法令上留保期間が6ヵ月とされている。
 - ・貿易取引などでは英文名称が必要となるため、設立時に同時登記することが望ましい。
- 英文名称は、中国語名称に準じている限り問題なく認められる。

企業の経営範囲

- ・経営範囲とは、外商投資商業企業を含む中国企業が適法に経営活動を行うことができる範囲で、日本の会社定款の目的に相当する。
- ・中国においてこれを逸脱した経営を行った場合、行政処罰の対象となることがある。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

1.5 進出手続き「商業企業の設立」

Information Only

業務内容

- ・外商投資商業企業は、コミッション代理、卸売、小売、フランチャイズ経営が認められる(同弁法3条)。このうち、小売、卸売業務に関しては次のように規定(同弁法9条)されている。

小売業務に従事する外商投資商業企業	商品小売、自営商品輸入、国内製品の購入輸出、その他関連付帯業務
卸売業務に従事する外商投資商業企業	商品卸売、コミッション代理(除く競売)、商品輸出入、その他関連付帯業務

外資による卸売・小売業への直接投資推移

年	実行額(100万ドル)	全業種に占める割合
2009	5,390	6.0%
2010	6,596	6.2%
2011	8,425	7.3%
2012	9,462	8.5%
2013	11,511	9.8%
2014	9,463	7.9%
2015	12,023	9.5%

生産現法の経営範囲の拡大

- ・既存の生産現法が経営範囲を拡大して、仕入れ販売業務を追加する方式も認められる。
 - － なお、仕入れ販売収入が販売総額の50%を超えなければ生産型企業の性質が維持される。

保税区企業の経営範囲拡大

- ・2005年7月、商務部・海関総署より「保税区及び保税物流園区貿易関連問題に関する通知」(商資字[2005]76号)が公布され、保税区内企業に対しても「外商投資商業領域管理弁法」が適用されることが明確となった。
 - － 保税区貿易企業が商業企業化すれば、保税取引に加え、交易市場や対外貿易公司のような第三者を介すことなく、人民元で調達したものを人民元で売る卸売ビジネス、あるいは中国に輸入したものを人民元で売る輸入ビジネスに従事できる。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、国家統計局、ジェトロウェブサイトを基に作成

投資総額に対する登録資本の比率

- ・2014年3月の会社法改正により、最低資本金額に関する規定は廃止されたが、外商投資企業については、「中外合資企業の登録資本金と総投資の比率に関する暫定規定」(工商企字[1987]第38号)により、投資総額に対する登録資本の比率が定められている。

投資総額に対する登録資本の比率

(例)投資総額100万ドルの場合

投資総額 (ドル)	～300万	300万超～ 1,000万	1,000万超～ 3,000万	3,000万超
登録資本の比率	70%以上	50%以上	40%以上	3分の1以上
最低登録資本金	—	210万ドル	500万ドル	1,200万ドル

投資総額 (100万ドル)	投注差 (30万ドル)
	登録資本 (70万ドル)

- ・過少資本税制の対象となる負債・資本比率は以下の通り。下記比率を超えた借入金に対応する支払利息は税務局により損金算入が否認されるリスクあり。

- 金融機関の場合 5:1
- 非金融機関の場合 2:1

登記する資本金額

- ・従来、実際に払い込んだ金額を登記する払込資本金登記制度がとられていたが、会社法改正により、2014年3月1日から、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する引受資本金登記制度へ変更された。これにより、会社登記の際に必要な出資払込検査報告の提出が不要となった。
- ・ただし、募集設立方式による株式有限責任会社や金融業を中心とする一部の業種については、引き続き払込資本金登記制度がとられ、出資払込検査報告が必要となっている。

資本金の出資期限と初回出資比率

- ・「一部の行政法規の廃止・修正に関する決定」(国务院令第648号)により、2014年3月1日より、外商投資企業の出資期限に関する規定が削除されたほか、初回出資比率(出資引受額に対する初回出資額の割合)に対する制限に関する規定も削除された。

日本での当局への手続き

- ・2012年1月17日以降、出資額が10億円相当額を超える場合、「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」を財務省国際局に届け出る。

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」を基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

1.7 進出手続き「外商投資許認可」

Information Only

外商投資プロジェクトに対する審査承認機関

- ・従来、全ての外商投資プロジェクトに対して審査承認制がとられていたが、「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(発展改革委令第12号)により、2014年6月17日から、審査承認制と届出制に分けられることになった。
- ・また、国家発展改革委員会令20号により「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」が修正され、審査承認が必要なプロジェクトの総投資額が引き上げられるなど、手続きが簡素化されている。

総投資額		1億ドル未満	1億ドル以上10億ドル未満	10億ドル以上
類別				
奨励類	中国側持分 支配(注1)	地方政府(省級以下の政府)が審査承認		国家発展改革委員会が審査承認 このうち、総投資額が20億ドル以上のプロジェクトに ついては、国務院へ届出
	上記以外	地方政府(省級以下の政府)の投資主管部門へ届出		
許可類		地方政府(省級以下の政府)の投資主管部門へ届出		
制限類	不動産 プロジェクト	省級政府が審査承認		
	上記以外	省級政府が審査承認	国家発展改革委員会が審査承認 このうち、総投資額が20億ドル以上のプロジェクトについては、国務院へ届出	
上記の区分に係らず、「政府が審査承認する投資プロジェクト目録」(2014年版)の第1～10条において 関係部門による審査承認が必要と定められている場合は、当該目録の区分に従った審査承認が必要				

企業設立に対する許認可機関

- ・2016年10月8日、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号)が正式に公布、施行された。本弁法において、外商投資企業が設立及び変更事項の申請をする際、従来の審査を不要とし、備案(届出)管理を適用することが明確化された。

総投資額	5,000万ドル未満	5,000万ドル以上3億ドル未満	3億ドル以上
類別			
奨励類	審査・許認可不要(注2)		
許可類			
制限類	地方商務主管部門(注3)	商務部	

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注1) 「外商投資産業指導目録」において、総投資額に対する中国側持分支配(相対的持分支配を含む)の要求があるもの。

(注2) 省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市(ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安)の商務主管部門及び国家級経済技術開発区。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

董事会の設立および株主会、監事会

董事会の設立

- 董事会は、合併・合作企業においては、外商投資企業における最高意思決定機関であり、一切の重要問題を決定し、独資企業においては株主(会)に対して責任を負う業務執行機関である。独資企業においては董事会の設置が強制されておらず、設置するか否かは定款の定めに委ねられている。
 - 董事長、副董事長、董事の3名以上13名以内で構成。
(人数及び人数の比率は、出資規模・出資比率を勘案して決定)
 - 總經理は、董事会で付与された範囲内で日常業務を執行すると同時に、副總經理や總工程師といった高級管理職と管理機関(經營執行部門に相当)を設置し、日常の經營管理活動を行う。
 - 外商独資企業の組織については「会社法」の規定に則ることとされており、「会社法」では会社の最高意思決定機関として「株主会」または株主を位置づけている。
- 「会社法」では董事会は、「株主(会)」に対し、決算・予算案、配当方法、損失補填案、会社の合併・分割、解散に対する方案の制定、高級管理職(總經理、等)の任命等の職権行使に責任を負うと規定。

株主会

- 「会社法」では、株主会は会社の最高意思決定機関であり、会社の經營方針、投資計画の決定、董事・監事の任免、定款の変更、董事会から上程された各種案件の審査・批准等を行う。
- ただし、近年の外資企業にみられる独資での設立の場合は、「一人有限公司(出資者が単独の有限責任会社)」として株主会は設置せず、株主が会社の最高意思決定機関となる。

監事会

- 2006年1月からの「会社法」改正により、外商投資企業も「監事会」(監査役会)を設立することとなった。
- しかし、株主の人数が少ない、または規模が小さな会社(具体的な人数・規模の規定無し)は、1～2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよいとされている。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

設備の輸入

・会社設立後の設備の輸入については、設備が新品か中古かにより輸入手続きや必要書類が異なるため、注意が必要である。

設備の輸入に必要な書類

- ・ 輸入設備審査認定表
- ・ 批准証書及び営業許可証のコピー
- ・ 輸入設備の売買契約書または代金支払証憑

中古設備の輸入

- ・ 中古設備の概念として、下記のいずれかに該当するものを指す。
 - － 使用済みであるが、かつ基本的機能と一定の使用価値があるもの
 - － 未使用であるが品質保証期間を過ぎているもの
 - － 未使用であるが放置期間が長く、部品に明らかな損耗のあるもの
 - － 新旧部品が混在する設備
 - － オーバーホールされたもの
- ・ 中古設備の輸入には、上記「設備の輸入に必要な書類」に加えて、下記書類が必要となる。
 - － 中古設備明細票と審査部門の初審意見書
 - － 商務部門の許可証(注)
- ・ 設備の到着90日前までに、検験検疫局へ船積み前の予備検査届け出申請を行う。
- ・ 船積み前の予備検査が必要な中古設備としては以下がある。
 - － 人体の健康安全、衛生、環境保護にかかわる大型中古設備(電子、計器、紡織、食品加工、石油加工設備等)
 - － 貿易主管部門の認可を得た国が特に必要とする設備(自動車、オートバイ、エンジン、その組立用部品、電気溶接機、電動工具、通信端末機器、パソコン、Fax、コピー機器、家電等)
 - － 製造されてから8年以上経過した設備
- ・ 到着後、開梱検査と安全・環境保護項目検査がある。
- ・ 中古年数は地域により年数制限が異なるので、事前に現地で確認することが必要である。
- ・ 商務部、税関総署、質検総局の「中古機械電気設備の輸入手続きを簡素化することに関する通知」(2009年4月公布、施行)により、条件に合致する中古設備については書類手続きや検査が簡素化された。
- ・ また、国家質検総局「中古機械電気設備輸入検査監督工作調整に関する通知」(2010年1月4日公布、施行)においても、条件付きで検査手続き等が簡素化された。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 商務部(もしくは権限委譲された地方政府や経済特区政府)への企業設立申請書類に、中古設備を移転する旨を記載しておくことが必要。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

進出スケジュールの目安(注)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
(月)															
進出先・進出形態の決定															
物件情報収集・検討															
現地視察、物件仮契約															
物件正式契約															
事業計画															
登録資本・投資総額決定															
人事関連確定															
企業登記															
本社の取締役会決議															
発展委員会確認取得															
会社名仮登記、会社設立申請、営業許可証取得															
資本金送金															
その他諸登記手続															
現地社員の採用・研修															
会社諸規則作成、雇用契約書作成															
募集、社員研修															
銀行口座の開設															
取引金融機関の決定															
各種口座開設															
工場建設															
工事業者選定															
建設申請・許可															
着工・施工															
保険関連手続き															
各種確認検査															
機械設備搬入															
運送業者手配															
輸送・搬入															
貿易															
税関登記															
広報															
開業(操業)日の決定															
マスコミ広報活動															
開業(操業)															
現地調整・試運転															
本格操業															

(注)進出形態や時期等により異なる。

中国自由貿易試験区は別途規定のある場合がありますので事前にご確認をお願いします。

撤退手続き

・外資企業の撤退には大きく、①解散・清算、②持分譲渡という2つの手段がある。

解散・清算

- ・ 外資企業の解散・清算は、「会社法」および外商投資関係の諸法規で規定されている。
- ・ 解散・清算の事由例
 - 経営期間の満了
 - 深刻な損失が生じ、経営継続が不可能
 - 合併(合作)契約、または定款に定めた解散事由が発生等
- ・ 合併会社の場合、出席董事の全会一致の決議が必要。
 - 例えば、合併会社で、中国側に反対者がいる場合、解散・清算を行うことができない。
- ・ 解散決定後15日以内に清算組を発足させ、清算を開始しなければならない。
- ・ 解散・清算により完全撤退できるメリットがあるが、清算手続き、関係会社登記抹消、従業員との労働契約の解除等、手続きが煩雑で時間がかかる。

持分譲渡

- ・ 持分譲渡とは、出資持分を他の企業に譲渡することにより、撤退する方法。
 - 解散・清算と比較し、後処理が比較的少ないというメリットがあるが、譲渡先を探すことが必要となる。
- ・ 合併企業の持分譲渡の場合、合併パートナーに持分優先買取権がある。
 - 合併パートナーが買い取りを拒否した場合、第三者に対し譲渡交渉を行うことが可能。
 - 第三者への譲渡は、合併パートナーの同意取得が必要。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

2.1 税制「概要」

Information Only

◆ 所得課税、増値税が主な課税項目。

税制の概要

種類		税率	備考
所得課税	法人所得税	10%～25%	- 居住者企業の所得に対する一般税率は25%。 - 非居住者企業の中国国内源泉所得に対しては10%の源泉税率。 - 一定条件の下、軽減税率が適用される。
	個人所得税	3%～45%の累進税率	- 役務報酬所得、使用料所得、資産賃貸所得は20%の均一税率。 - ただし、高額な役務報酬所得には追加課税が行われる。 20,000元超50,000元以下 : 50%加算(税率30%) 50,000元超 : 100%加算(税率40%)
増値税		0%～17%	「営業税から増値税への移行実験の全面推進に関する通知」(財税[2016]36号)の公布により、新税率は2016年5月1日より施行された。

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、中国国務院ウェブサイトを基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

2.2 税制「所得課税」

Information Only

法人所得税

項目	概要
税率	- 居住者企業の所得に対する一般税率は25%。 - 非居住者企業の中国国内源泉所得に対しては10%の源泉税率。 - キャピタルゲインに対する課税も事業所得に対する課税と同様。
課税対象	- 居住者企業については全世界所得が課税対象。 - 中国に設立された企業、または実質的な管理支配が中国で行われている企業が、居住者企業に該当する。 - 非居住者企業については、中国国内源泉所得のみに課税される。
納税義務者	- 中国に設立された企業。 - 実質的な管理支配が中国で行われている企業。 - 中国に源泉所得を有する非居住者企業。
特記事項	軽減税率の適用対象及び税率は下表を参照。

法人所得税軽減税率表

適用対象	税(%)
一定要件を満たす小規模小利益企業(注)	20
ハイテク企業	15
特定の都市におけるハイテクサービス企業	15
重要なソフトウェア企業、アニメ・コミック企業、IC設計企業	15
「西部地区奨励類産業目録」に規定された企業	15
特定の地域における適格企業	15

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」を基に作成
(注) 軽減税率20%に加え、課税所得の50%控除が適用される。

個人所得税

項目	概要
税率	- 給与所得は3%～45%の累進税率。詳細は下表の通り。 - 役務報酬所得、使用料所得、資産賃貸所得は20%の均一税率。 - ただし、高額な役務報酬所得には追加課税が行われる。 20,000元超50,000元以下 : 50%加算(税率30%) 50,000万元超 : 100%加算(税率40%)
課税対象	- 課税所得の分類は以下の通り。 - 給与所得 - 個人事業者にかかる生産・経営所得 - 投資所得(使用料所得、利子・配当所得、資産賃貸所得など) - 役務報酬所得(役員報酬を含む) - 資産譲渡所得
納税義務者	- 中国の居住者は中国源泉所得および中国源泉以外の所得に課税される。 - 中国の非居住者は中国源泉所得のみに課税される。

個人所得税税率表

課税所得(元)	税率(%)	納税額(元)	累積税額(元)
1,500以下	3	45	45
1,500超～4,500	10	300	345
4,500超～9,000	20	900	1,245
9,000超～35,000	25	6,500	7,745
35,000超～55,000	30	6,000	13,745
55,000超～80,000	35	8,750	22,495
80,000超	45	—	—

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願い致します。

増値税

- ・増値税とは、販売および加工、修理修繕等の役務提供、物品の輸入を行う場合に適用される税金である。
- ・増値税率については、「営業税から増値税への移行実験の全面推進に関する通知」(財税[2016]36号)の営業税改征増値税実施弁法第15条で示された以下の表のとおりである。なお、当該税率は2016年5月1日より施行された。

増値税の税目と税率

項	課税対象	税率
1	有形動産リースサービスの提供	17%
2	交通運輸業、郵政業、基礎電信業、建築業、不動産リースサービスの提供、不動産販売、土地所有権の譲渡	11%
3	1、2、4項を除く規定の課税対象活動	6%
4	国内の組織及び個人に発生した特定のクロスボーダー課税活動(注)	0%

- ・上記の財政部及び国家税務総局の規定対象外の活動にかかる徴収率は原則3%である。
- ・増値税の納税額は次の通り。
 - － 一般納税者の場合: 売上高 × 売上税率 - 仕入高 × 仕入税率 (ただし、専用インボイスのない仕入については仕入税額控除はできない)。
 - － 小規模納税者の場合: 売上高 × 3% (この売上に対応する仕入税額控除はできない)。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注) 国際運輸サービス、宇宙運輸サービス、国外組織に提供する完全に国外で消費されるサービス、財務部と国家税務総局が規定するその他サービス。ゼロ税率の適応を希望する場合、主管税務部門に毎月申告手続きを行う。

租税条約

- 日本と中国との間では二国間租税条約を締結。二重課税を防止。

	配当	利息	ロイヤリティ
源泉税率	10%	10%	10%

移転価格税制

項目	概 要
算定方法	- 移転価格算定方法は以下の通り。 - 独立価格比準法 - 再販売価格基準法 - 原価基準法 - 取引単位営業利益法 - 利益分割法 - 独立企業原則に合致するその他の方法
提出資料	- 企業所得税の申告と同時に関連企業間取引の内容を所定のフォームに従って所轄税務当局に提出しなければならない(関連者との関連類型、仕入販売表、役務表、無形資産および有形固定資産表、金融取引、対外支払い)。 - 以下に該当する企業は、「同時文書」を準備しなければならない。 - 関連企業との間の仕入取引または販売取引の合計が年間2億元以上。 - 関連企業との間のその他の取引(無形資産、役務提供、金融取引からの利息など)が年間4,000万元以上。 - 同時文書は取引発生後の翌年5月31日までに準備し、税務署から要請があった場合には20日以内に提出しなければならない。
備考	- コストシェアリング契約の概念が導入されている。 - 事前確認(APA)の申請が可能である。

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、EY「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2015-16」を基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

金融制度

・計画経済期においては、預金や運転資金の貸付といった限られた業務を執行することのみが求められていたが、「改革・開放」路線の進展に伴い、金融サービスの多様化と非効率性の改善が求められるようになったため、政府は、独立性の強い中央銀行を頂点に、多様かつ高い競争力を持つ金融機関の育成、資本市場の整備、対外開放等を進めている。

－ 中国国務院は「預金保険条例」(国務院令第660号、2015年5月1日施行)を公布。中国国内で設立した商業銀行(外資法人銀行と中外合資銀行を含む)、農村合作銀行、農村信用合作社等の預金を集める銀行業金融機構に対して預金保険の加入が義務付けられ、預金保険加入銀行が破たんした場合、当該銀行預金50万元までが保護されることとなった。

金融機関

中央銀行		中国人民銀行 (1948年設立)	1995年の中国人民銀行法では、通貨政策の策定・実施(通貨の発行と流通の管理等)、金融機関の許認可・経営の監督、金融市場の監督・管理等が職責とされた。 2003年4月、中国人民銀行が持っていた銀行業務の許認可、監督機能が分離され、「中国銀行業監督管理委員会(銀监会)」が発足。 - 現在、中国人民銀行は、通貨供給等の金融政策と金融市場の管理機能のみを担当。銀监会が銀行業を監督・管理。
商業銀行 (注)	大型商業銀行	- 中国工商銀行 - 中国農業銀行 - 中国銀行 - 中国建設銀行 - 交通銀行	- 預金、貸出ともに圧倒的なシェアを占める。 2003年以降、順次、株式会社化され、香港と国内市場へ上場。 - 政策銀行の設立に伴って、政策金融機関としての役割が分離され、現在は主に商業銀行業務を行っている。
	その他の商業銀行	- 全国展開の免許を持つ株式制商業銀行 - 地方限定の営業だけが可能な都市商業銀行(各地方都市に所在)	- 農村商業銀行 - 外資銀行
政策銀行及び国家開発銀行		国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行	
預金銀行		(1)農村信用合作社、(2)農村合作銀行、(3)郵政貯金銀行、(4)金融資産管理会社、 (5)中徳住房貯金銀行、(6)村鎮銀行、(7)貸款会社、(8)農村資金互助社	
その他の金融機関		(1)信託会社、(2)企業集団財務会社、(3)ファイナンスリース会社、(4)マネーブローカー会社、 (5)自動車金融会社、(6)消費者金融会社等	

(出所) 中国国務院ウェブサイト、中国銀行業監督管理委員会ウェブサイト、ジエトロウェブサイトを基に作成

(注) 商業銀行法で規定された業務は日本とほぼ同一。

インフラ整備計画

・国務院は「国家新型都市化計画(2014-2020年)」を発表。2020年までに、人口20万人以上の都市を普通鉄道で、人口50万人以上の都市を高速鉄道と快速鉄道網で、県域を普通国道でそれぞれカバーするとともに、航空サービスが国民の約90%をカバーするとしている。

物流インフラ(陸運-道路網)

道路	- 中国の高速道路建設は急ピッチで進行。 - 沿海部の主要都市間では安定した高速輸送が確保可能。 1980年代半ば以降、高速道路建設が急速に進展。 - 北京-瀋陽-ハルビン、北京-石家荘、瀋陽-大連、上海-南京等が高速道路で結ばれ、トラック輸送量が急拡大。 - 高速道路総延長距離: 12万3,523km(2015年末) - 政府は、「五縦七横」(注1)という12本の幹線国道と、自動車道中枢・情報システムで構成される全国ネットワーク(総延長約3万5,000km)を完成させ、陸上輸送の利便性を大いに促進。 - 首都及び省都、直轄市、経済特別区、交通の要衝、主要な対外開放都市等を貫通。 - 人口100万以上の大都市すべてと50万以上の都市の93%をカバー。

物流インフラ(陸運-鉄道網)

鉄道	- 鉄道網は、北京・広州、北京・上海、北京・ハルビン、上海・広州、成都・重慶の幹線をはじめ、全土をカバー。 - 総営業距離: 12万0,970km(2015年末) - 電化率(国営鉄道): 62%(2015年末) - 貨物輸送における問題点 - 燃料等の戦略物資輸送が優先。 - 貨物到着時間の正確さに欠ける。 - コンテナ専用車の量が需要に追いついておらず、水漏れが生じる等、コンテナの品質も十分とは言えない。

物流インフラ(海運・空運)

海運	- 全長18,000kmに及ぶ長い海岸線を有する。 - 上海、大連、天津、青島、広州、深圳等の16の主要港が総取扱量の約7割を占める。 - 全国の停泊地: 計20,363カ所(2015年末) - 沿岸: 6,115カ所 - 河川: 14,248カ所
空運	- 空港数: 206空港(2015年末) - 路線数: 国内線2,666路線、国際線660路線(2015年末) - 国内便は、主要都市間でほぼ毎日運航。 - 国際線では北京、上海(浦東)、広州の各国際空港がハブ空港として機能。

道路敷設距離(注2)

(万km)

	2012年	2013年	2014年	2015年
全国道路総延長	423.8	435.6	446.4	457.7
高速道路	9.6	10.4	11.2	12.4
1級道路	7.4	8.0	8.5	9.1
2級道路	33.2	34.1	34.8	36.0
3級、4級、級外道路	373.6	383.2	391.8	400.2

(出所) 中国国務院ウェブサイト、国家統計局ウェブサイト、各種報道を基に作成

(注1)「五縦」: ア. 黒竜江省・同江-海南省・三亜、イ. 北京-福建省・福州、ウ. 北京-広東省・珠海、エ. 内蒙古自治区・エレンホト-雲南省・河口、オ. 重慶-広東省・湛江の南北を縦断する路線。

「七横」: ア. 黒龍江省・綏芬河-内蒙古自治区・滿州里、イ. 遼寧省・丹東-チベット自治区・ラサ、ウ. 青海省・西寧-寧夏回族自治区・銀川、エ. 江蘇省・連雲港-新疆ウイグル自治区・ホルゴス、オ. 上海-四川省・成都、カ. 上海-雲南省・瑞麗、キ. 湖南省・衡陽-雲南省・昆明の東西横断路線。

(注2) 等級は機能・交通量によって区分される。

全国の電話普及率およびインターネット普及率

- 電話(携帯電話を含む)の普及率は全国レベルで大きく向上している。

項目	2012年	2013年	2014年	2015年
電話普及率(注1)	103.1%	110.0%	112.3%	109.3%
携帯電話普及率	82.5%	90.3%	94.0%	92.5%
インターネット普及率(注2)	42.1%	45.8%	47.9%	50.3%

都市部・農村部別のインターネット普及率

- インターネットの普及率は、都市部と農村部で依然差がある。

項目	2012年	2013年	2014年	2015年
都市部	57.4%	60.3%	62.8%	65.8%
農村部	24.2%	28.1%	28.8%	31.6%

- 国務院は「国家新型都市化計画(2014-2020年)」において、スマートシティ建設の推進を掲げ、2020年までに光ファイバーが都市家庭をカバーし、ブロードバンドの通信速度を50Mbps以上(都市家庭の半数の通信速度を100Mbps、一部は1Gbps)にし、移動通信については4Gを推進するとしている。

電力インフラの概要

- 電力については、発電能力の増強や送電網(全国を12のネットワークで網羅)の整備を通じて、需給の調整を図っている。
 - 電力消費量(2016年) : 5兆9,198億kwh(前年比5.0%増、公表ベース)、工業生産部門向けが全体の69.9%(前年比2.9%増)
- 当局の改善努力の結果、2005年のような大規模な電力供給制限は近年発生していないが、小規模な電力供給制限(計画停電等)は相変わらず多発している。
- 外資企業の中国投資に当たり、進出候補地の電力状況の確認は重要な事項。
 - 2008年1月 : 華南地区で歴史に類を見ない寒波による冰雪害が発生し、全国17省(区・市)で断線等が発生
 - 2011年夏期 : 広東省の広州市や深圳市等で電力不足が深刻化し、メーカー各社は節電を要請された

電力消費量

(億kwh)

	2013年	2014年	2015年	2016年
電力消費量	53,223	55,233	55,500	59,198

(出所) 国家統計局ウェブサイト、国家能源局ウェブサイト、中国互聯網絡信息中心ウェブサイト、各種報道を基に作成

(注1) 携帯電話を含む電話の普及率。

(注2) 2015年データについて、携帯電話利用者の対象範囲に対する調整が行われたため、過去年データとの比較不可。

主要省・市の電力消費量

(億kwh)

	2012年	2013年	2014年	2015年	前年比増
北京市	874.28	913.10	937.05	952.72	1.7%
天津市	722.48	774.50	794.36	800.60	0.8%
遼寧省	1,899.88	2,008.50	2,038.73	1,984.89	▲2.6%
上海市	1,353.45	1,410.60	1,369.03	1,405.55	2.7%
広東省	4,619.41	4,830.13	5,235.23	5,310.69	1.4%

就業環境

- ・2015年末の就業者数は、前年比198万人増の7億7,451万人。このうち、都市部は4億410万人である。
- ・農村部での就業機会の増加や都市部での生活コストの上昇を背景に、近年、都市部に出る労働者が減少傾向にある。

都市別最低賃金水準(月額)

- ・最低賃金水準は多くの都市で上昇。

都市	2013年	2014年	2015年	2016年	2015～2016年 伸び
北京市	1,400元	1,560元	1,720元 (4月～)	1,890元	9.9%
上海市	1,620元	1,820元	2,020元	2,190元	8.4%
深圳市	1,600元	1,808元	2,030元 (3月～)	-	-
天津市	1,500元	1,680元	1,850元 (4月～)	1,950元 (7月～)	5.4%
浙江省	1,470元	1,650元	1,860元	-	-
江蘇省	1,480元	1,630元	-	1,770元 (1月～)	8.6%
山東省	1,380元	1,500元	1,600元	1,710元	6.9%

賃金水準(月額、2015年10～11月時点)(注)

- ・日系企業のベースアップ率(2016年): 中国全体 5.7%

		北京	上海
ワーカー(一般職工)		3,670元 (578ドル)	3,028元 (477ドル)
エンジニア(中堅技術者)		6,060元 (954ドル)	5,492元 (865ドル)
中間管理職(課長クラス)		10,810元 (1,702ドル)	9,867元 (1,554ドル)
平均賞与支給額(製造業)		ワーカー : 1.9ヵ月 エンジニア : 2.1ヵ月 中間管理職 : 2.2ヵ月	
社会保険 負担率	雇用者	44～46.8%	42%
	被雇用者	22.2%+3元	17.5%

(出所) 国家統計局ウェブサイト、ジェトロウェブサイト、各種報道を基に作成
(注) 1ドル=6.5169元(2016年1月5日付のインターバンクレート)で換算。

労働法制

労働契約

- 2008年1月に「労働契約法」が施行され、同年9月には同法実施条例が公布・施行された。
- 「労働契約法」は、労働者保護に重点を置いている。
 - 会社と従業員が雇用開始から1ヵ月以内に「労働契約」を書面で締結することを求めている。
 - 従業員にとって影響の大きい社内規定等の制定・改定に際し、労働組合や従業員代表と協議することを求めている。最終的には全労働者への告知が必要。
- 2012年12月、「中華人民共和国主席令第73号」が公布され、2013年7月より労働契約法が一部改正された。改正のポイントは次の通り。
 - 労務派遣会社の設立要件の厳格化（登録資本金の最低額引き上げ、固定の経営場所及び施設の確保等。）
 - 同一労働・同一報酬の確認・強調
 - 派遣労働における業務範囲の明確化（労務派遣雇用は補充的な形式であり、臨時的、補助的または代替的な業務職位でのみ実施できると明記）
 - 罰則規定の強化（罰則対象を派遣先企業まで拡大）
- 2014年1月24日に「労務派遣暫行規定」が出され、2014年3月1日より、労務派遣による雇用者数は全雇用者数の10%を上限とすることが決定。現在10%を超えている企業は2016年3月1日までに割合を10%にする必要があり、割合が是正されるまで派遣労働者を新規に雇用できない。

労働組合 (工会)

- 「工会」という組織が労働組合に相当。労使紛争の調停役や親睦団体としての側面が強い。
- 「工会法」(労働組合法)では、「労働組合は従業員が自発的、自由意思により結集する労働者階級の大衆組織」とされ、設立しなくてもよい。
- しかし、従業員は労働組合を設立する権利を有しており、労働組合の設立を申し出た場合、企業は阻止できない。
- 企業は全従業員の賃金総額の2%を工会経費として拠出しなければならない。

社会保険

- 2011年7月に「社会保険法」が施行され、同年10月15日より中国で就業する外国人も社会保険への加入が義務付けられた。これを受け、北京市、成都市、青島市、蘇州市、無錫市、アモイ市、広州市等で外国人の社会保険加入に関する通達が公布。
- ①従業員基本養老保険、②従業員基本医療保険、③労災保険、④失業保険、⑤生育保険に加入し、雇用者及び被雇用者が規定に従い納付。
- 社会保険の雇用者負担は、一般に給与額の30～50%程度（地域によって異なる）。
- 二重払い回避のため、日中政府間で社会保障協定締結に向けての交渉が進行中。

(出所) 中国国務院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

無固定労働契約

- 以下の場合、無固定労働契約を締結したとみなされる。
(労働者が期限付き労働契約の締結を希望する場合、無固定労働契約を締結する必要はない)
- ア. 労働者が連続して10年以上勤務している場合
- イ. 初回契約時に既に10年以上勤務しており、かつ法定退職年齢まで10年未満の場合
- ウ. 2度連続して期限付き労働契約を締結し、労働契約を継続する場合
- エ. 雇用開始より1年以上、書面による労働契約を締結していない場合

試用期間

従来の労働法		労働契約法	
労働契約期間	試用期間	労働契約期間	試用期間
6ヵ月未満	15日	3ヵ月以上1年未満	1ヵ月以下
6ヵ月以上1年未満	30日	1年以上3年未満	2ヵ月以下
1年以上2年未満	60日	3年以上・無期限	6ヵ月以下

経済補償金

- 労働者の解雇に際して経済補償金を支払わなければならないケースは次の通り。
- ア. 労働契約の約定に従った労働条件が提供されない等、労働者側から正当な理由に基づいて労働契約を解除する場合
- イ. 雇用企業が労働契約の解除を求め、労働者との協議によって契約解除の合意が成立した場合
- ウ. 労働者の罹患、負傷による勤務能力喪失、能力不足等の理由により労働契約を解除する場合
- エ. 雇用企業のリストラや再編等の人員削減により労働契約を解除する場合
- オ. 雇用企業が労働契約で約定している条件を維持または引き上げて労働契約を継続する場合で、労働者が継続に同意しない場合を除き、労働契約の期限満了に伴い期限付き労働契約を終了する場合
- カ. 企業の破産、営業許可の取り消し等により労働契約を終了する場合
- キ. 法律、行政法規で規定しているその他の場合
- 経済補償金の計算は、労働者の勤務年限に基づき満1年ごとに1ヵ月の給与相当額が支払われる。6ヵ月以上1年未満の場合は1年分、6ヵ月未満の場合は0.5ヵ月分の給与相当額が支払われる。
- 労働者の月賃金が、雇用企業所在地区における前年度の労働者月平均賃金の3倍を上回る場合、労働者月平均賃金の3倍の額が「1ヵ月の給与相当額」となり、経済補償金の支払い年限は最高12年までとなる。

(出所) 中国国务院ウェブサイト、ジェトロウェブサイトを基に作成

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したものではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
